

建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表事務処理要領を次のように定める。

平成25年4月1日

尾道市長 平谷 祐宏

建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表事務処理要領

建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表事務処理要領（平成13年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、尾道市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び建設コンサルタント（測量、調査、設計等をいう。）業務（以下「業務」という。）に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表について必要な事項を定めるものとする。

（発注の見通しに関する事項の公表）

第2条 毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算成立の日）以後速やかに、当該年度に発注することが見込まれる工事又は業務（以下「工事（業務）」という。）に係る名称、場所、期間、種別、概要、入札及び契約の方法並びに入札の時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）の見通しに関する事項を公表するものとする。ただし、予定価格が250万円を超えないと見込まれる工事（業務）及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事（業務）であつて尾道市の行為を秘密にする必要があるものを除く。

2 少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、前項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

3 前2項の規定による公表は、契約担当課において閲覧所を設けるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

4 前項の規定により公表した事項については、当該年度の3月31日まで閲覧に供するものとする。

（入札参加資格等の公表）

第3条 次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、速やかに、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号（以下「施行令」という。））

第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び

当該資格を有する者の名簿

- (2) 施行令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 前条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(入札の予定の公表)

第4条 工事（業務）に係る入札を行おうとするときは、一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知をした日（以下「通知日等」という。）以後速やかに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 開札を行う日時及び場所
- (2) 工事（業務）の名称及び場所
- (3) 施行令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせようとする場合における当該資格

2 前項の規定による公表は、契約担当課において閲覧所を設け、閲覧に供する方法により行うものとする。

3 前項の規定により公表した事項は、通知日等から1年を経過する日の属する年度の末日までの間、閲覧に供するものとする。

(入札の過程の公表)

第5条 工事（業務）に係る入札を行ったときは、次に掲げる事項を、落札者を決定した日（第6号から第9号までに掲げる事項については、契約を締結した日（議会の議決を必要とするものにあつては、仮契約を締結した日））（以下「落札決定日又は契約締結日」という。）以後速やかに公表するものとする。

- (1) 工事（業務）の名称及び場所
- (2) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及び指名した理由
- (3) 開札を行った日時及び場所
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (5) 落札に至るまでの全入札者の商号又は名称及び入札金額
- (6) 予定価格
- (7) 最低制限価格又は低入札価格調査基準額（以下「制限価格等」という。）の設定があるものにおける制限価格等

(8) 低入札価格調査を実施したものにおける結果の概要

(9) 施行令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は施行令第167条の13において準用する施行令第167条の10の2第1項若しくは

第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項

- ア 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由
- イ 施行令第167条の10の2第3項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準
- ウ 施行令第167条の10の2第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- エ 施行令第167条の10の2第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

2 第2条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

3 前項の規定により公表した事項は、落札決定日又は契約締結日から1年を経過する日の属する年度の末日までの間、閲覧に供するものとする。

（入札に係る契約の内容の公表）

第6条 工事（業務）に係る入札について契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称、住所及び契約金額
- (2) 工事（業務）の種別及び工期
- (3) 予定価格が250万円以上の工事の概要
- (4) 予定価格が250万円以上の工事に係る金額の変更を伴う契約変更について、その内容及び理由

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

3 前項の規定により公表した事項は、契約を締結した日から1年を経過する日の属する年度の末日までの間、閲覧に供するものとする。

（随意契約の内容の公表）

第7条 予定価格250万円以上の工事（業務）について随意契約を行ったもの又は施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行ったもの（特に市長が必要と認めた場合で、施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によることとした工事（業務）を除く。）については、契約締結後（議会の議決を必要とするものにあつては、仮契約締結後）速やかに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 工事（業務）の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額及び予定価格
- (2) 契約締結年月日

(3) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

(4) 随意契約の理由

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により公表した事項について準用する。

(業界紙及び報道機関への公表)

第8条 第4条第1項に掲げる事項については、業界紙へ公表し、第5条第1項第1号から第4号までに掲げる事項については、業界紙及び報道機関へ公表するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際すでに公告若しくは指名通知を行っている入札又は見積依頼をしている随意契約については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際既に公告若しくは指名通知を行っている入札又は見積依頼をしている随意契約については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際既に公告若しくは指名通知を行っている入札又は見積依頼をしている随意契約については、なお従前の例による。